

訪問理美容サービス助成事業について

居宅で要介護３以上の認定を受けた方、または身体障害者手帳１・２級もしくは療育手帳Ａを交付されている方に対して、市内の理美容店から訪問による理美容サービスを受けたときに、その出張費用相当額を助成します。

1 対象者

※次のいずれかに該当する在宅で、心身の状態から理美容店へ出向くことが困難な方に限ります。

- ・要介護認定者で要介護３以上の方
- ・身体障害者手帳１・２級の方
- ・療育手帳Ａの方

2 出張費用の助成金額

１人につき当該年度 上限６，０００円（２，０００円×３枚の利用券を交付）

3 申請に必要なもの

介護保険被保険者証の写しまたは、身体障害者手帳の写しもしくは、療育手帳の写し

4 申請受付場所

健康福祉課 高齢福祉係

5 手続きと助成の受け方

健康福祉課に「利用申請書」（別記第１号様式）及び対象要件に該当する証明書の写しを提出



後日、審査により利用が決定された対象者に、「利用決定通知書」（別記２号様式）とあわせて、「利用券」、「市内事業指定店一覧表」が送付されます。



事前に理美容店に予約をして、訪問理美容サービスを利用します。
訪問理美容サービス１回につき、利用券１枚を理美容店に渡してください。

6 注意事項

- ・利用券は、本人以外は使用できません。
- ・通常の理美容料金（調髪料）は、利用者の負担となります。
- ・「市内事業指定店一覧表」に記載のない理美容業者による訪問理美容サービスについては、助成の対象になりません。
- ・資格を消滅された場合は、利用できません。

【お問い合わせ先】

見附市健康福祉課 高齢福祉係 電話０２５８－６１－１３５０